

## 指名業者等選定委員会要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人東京動物園協会（以下「当協会」という。）が指定管理者として契約を締結する工事の請負、委託、物品の買入れ等の、指名業者等の選定に関し、必要な事項を定め、もって厳正かつ公平に優良業者を選定することを目的とする。

### (設置)

第2条 前条の目的を達成するため、指名業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第3条 委員会は、表1の区分により構成する。

2 委員長が特に必要と認めたときは、臨時の委員をおくことができる。

### (所掌事項)

第4条 それぞれの委員会は、表2の決定区分の定めるところにより、次の事項について調査、審議する。ただし、第6号に定める事項については、理事長を委員長とする委員会における調査、審議事項とする。

- (1) 請負に係る指名業者の選定に関する事
- (2) 委託に係る指名業者の選定に関する事
- (3) 物品その他の買入れに係る指名業者の選定に関する事（売買の難しい動・植物、流通の限定されている飼料の買入れを除く。）
- (4) 契約事務要綱第20条第1項第8号に定める企画提案競争方式で採用された相手先の選定に関する事
- (5) 400万円以上の請負及び委託の特命の相手先選定に関する事
- (6) 200万円以上の物品その他の買入れの特命の相手先選定に関する事
- (7) 指定店の選定に関する事
- (8) 前各号のほか、委員長が特に必要と認めた事項に関する事

### (委員会の開催)

第5条 それぞれの委員会は、委員長が召集し、委員の過半数の出席で成立する。

(委員会の議事)

第6条 委員会の議事は出席した委員の過半数で議決される。可否が同数のときは委員長の決するところによる。

- 2 委員長に事故があるときは、理事長を委員長とするものにあつては常務理事が、総務部長を委員長とするものにあつては総務課長が、それぞれの職務を代行する。
- 3 委員長が特に必要であると認めた場合は、担当職員を出席させることができる。

(指名業者の選定基準)

第7条 委員会において指名する業者は以下の各号の基準を満たす者とする。

- (1) 東京都競争入札参加有資格者名簿に登録されている者。ただし、東京都から指名停止処分を受け、その期間が経過していない者は除く
  - (2) 過去に当協会との間で契約実績があり、その履行が確実に行われた者で、委員会において競争入札への参加を認められた者
  - (3) 東京都競争入札参加有資格者名簿に登録のない業種に係る案件の指名の場合で、委員会において競争入札への参加を認められた者
- 2 前項の指名にあつては、参加しようとする者又はその代理人若しくは媒介人が、次の各号に該当すると認める場合は、指名しない。
- (1) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第4号に規定する暴力団関係者
  - (2) 東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者(ただし、排除措置期間中に限る。)
- 3 第1項により指名した者が前項各号に該当する者であることが開札までの間に判明したときは、当該指名を取り消すものとする。

(指名業者選定の際の考慮事項)

第8条 指名業者を選定するときは、次の事項を考慮するものとする。

- (1) 指名及び受注の実績及び状況
- (2) 当該工事、委託等の施行についての技術的適性
- (3) 履行場所の地理的条件
- (4) 不誠実な行為の有無
- (5) その他、工事、委託等に対する履行能力

(指名業者の選定数)

第9条 指名業者の選定数は、区分により表2のとおりとする。この場合、公募による指名入札にあつて、次の各号にあたる場合は、選定数に満たない数の業者を選定することができる。

- (1) 東京都競争入札参加有資格者名簿に登録のない業種に係る案件の募集

(2) 登載されている業種であっても、当該案件への申込希望を締め切った場合において、申込者数が別表に定める選定業者数に満たない場合で、やむを得ない事情があるとき  
(書面による選定)

第10条 委員長が認めた場合、緊急を要する案件については、書面を送付して可否を求め、会議に代えることができるものとする。委員会を招集することができない場合もまた同様とする。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務課経理第一係で処理する。

(附則)

この要綱は平成19年12月1日から施行する。

(附則)

この要綱の一部改正は平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱の一部改正は平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱の一部改正は平成23年12月1日から施行する。

(附則)

この要綱の一部改正は令和2年1月1日から施行する。

〔表1〕 指名業者等選定委員会構成

事案決定 決定権者	委員長	区分	委員
理事長	理事長	各園及び総務部	常務理事 総務部長 総務部総務課長 総務部施設課長 上野動物園長 多摩動物公園長 葛西臨海水族園長 井の頭自然文化園長
園長・部長	総務部長	各園及び総務部（年間契約）	総務部総務課長 総務部施設課長 上野動物園教育普及課長 多摩動物公園教育普及課長 葛西臨海水族園飼育展示課長 井の頭自然文化園長
		上野動物園（年間契約以外）	総務部総務課長 総務部施設課長 上野動物園教育普及課長 経理第一係長
		多摩動物公園（年間契約以外）	総務部総務課長 総務部施設課長 多摩動物公園教育普及課長 経理第一係長
		葛西臨海水族園（年間契約以外）	総務部総務課長 総務部施設課長 葛西臨海水族園飼育展示課長 経理第一係長
		井の頭自然文化園（年間契約以外）	総務部総務課長 総務部施設課長 井の頭自然文化園長 経理第一係長

園長・部長	総務部長	総務部施設課 (上野案件 年間契約以外)	総務部総務課長 上野教育普及課長 経理第一係長
		総務部施設課 (多摩案件 年間契約以外)	総務部総務課長 多摩教育普及課長 経理第一係長
		総務部施設課 (葛西案件 年間契約以外)	総務部総務課長 葛西飼育展示課長 経理第一係長
		総務部施設課 (井の頭案件 年間契約以外)	総務部総務課長 井の頭自然文化園長 経理第一係長
		総務部施設課 (総務部案件 年間契約以外)	総務部総務課長 経理第一係長
		総務部施設課以外 (年間契約以外)	総務部総務課長 施設課長 経理第一係長

〔表2〕 起工金額による選定業者数

決定権者	種別	起工金額の区分	選定業者数
理事長	工事請負（測量、地質調査等の工事に付随する委託を含む）	5 0 0 0 万円以上	1 0 者以上
		井の頭自然文化園における工事請負 1 0 0 0 万円以上 5 0 0 0 万円未満	7 者以上
		井の頭自然文化園における工事請負 4 0 0 万円以上 1 0 0 0 万円未満	5 者以上
	委託	5 0 0 0 万円以上	1 0 者以上
		井の頭自然文化園における清掃委託 4 0 0 0 万円以上 5 0 0 0 万円未満	7 者以上
		井の頭自然文化園における警備及び入園者整理委託 2 0 0 0 万円以上 5 0 0 0 万円未満	7 者以上
		井の頭自然文化園における廃棄物処理委託 1 0 0 0 万円以上 5 0 0 0 万円未満	7 者以上
		井の頭自然文化園における廃棄物処理委託 8 0 0 万円以上 1 0 0 0 万円未満	5 者以上
		井の頭自然文化園におけるその他の委託 1 0 0 0 万円以上 5 0 0 0 万円未満	7 者以上
		井の頭自然文化園におけるその他の委託 4 0 0 万円以上 1 0 0 0 万円未満	5 者以上
	物品の買入れ	3 0 0 0 万円以上	1 0 者以上
		井の頭自然文化園における物品の買入れ 1 0 0 0 万円以上 3 0 0 0 万円未満	7 者以上
		井の頭自然文化園における物品の買入れ 2 0 0 万円以上 1 0 0 0 万円未満	5 者以上

決定権者	種別	起工金額の区分	選定業者数
部長・園長	工事請負（測量、地質調査等の工事に付随する委託を含む）	1 0 0 0 万円以上    5 0 0 0 万円未満	7 者以上
		4 0 0 万円以上    1 0 0 0 万円未満	5 者以上
	委託	1 0 0 0 万円以上    5 0 0 0 万円未満	7 者以上
		4 0 0 万円以上    1 0 0 0 万円未満	5 者以上
	物品の買入れ	1 0 0 0 万円以上    3 0 0 0 万円未満	7 者以上
		2 0 0 万円以上    1 0 0 0 万円未満	5 者以上

※井の頭自然文化園の起工金額・業者数については、事務局の事案決定に関する規程の区分による。

※売買の難しい動・植物の買入れ及び流通が限定されている飼料の買入れは、業者が限られるため、随意契約とする。